

## 第14号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月19日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

低所得者区分に属する幼児等の入院以外の療養に係る被保険者等負担額に相当する額を助成するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 幼児等保護者 幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、次に掲げる額とする。

ア 入院以外の療養である場合 被保険者等負担額に相当する額から保険医療機関等ごとに1日につき800円を一部負担金として控除（同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。）した額（低所得者である場合は、被保険者等負担額に相当する額）

イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、平成25年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

低所得者区分に属する幼児等の入院以外の療養に係る被保険者等負担額に相当する額を助成するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

低所得者区分に属する幼児等（3歳誕生月の翌月から小学校3年生まで）の入院以外の療養に係る被保険者等負担額に相当する額を助成する。（第5条関係）

※現行は、被保険者等負担額に相当する額から保険医療機関等ごとに1日につき600円を一部負担金として控除（同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。）した額が助成の範囲

#### 3 施行期日等

- (1) 平成25年7月1日
- (2) 施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。